

議会議案第 4 号

加賀市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 16 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	中谷喜英
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

## 加賀市議会基本条例の一部を改正する条例

加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「発生したとき」を「発生し、又は重大な感染症がまん延したとき(以下「災害等発生時」という。)」に改め、同条第2項中「災害時」を「災害等発生時」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議会は、災害等発生時には、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の継続を図るものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第 5 号

加賀市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 16 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	中谷喜英
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

## 加賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

加賀市議会委員会条例(平成 17 年加賀市条例第 218 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第 15 条の 2 委員長は、災害の発生又は新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第 19 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長又は委員が第 15 条の 2 第 2 項の規定による許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第 6 号

加賀市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 16 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	中谷喜英
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

## 加賀市議会会議規則の一部を改正する規則

加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)第15条の2第1項の規定によるオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 協議等の場の招集権者は、災害の発生又は新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第 7 号

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 16 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	中谷喜英	加賀市議会議員	辰川志郎
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	荒谷啓一	〃	高辻伸行
〃	東野真樹	〃	山口忠志
〃	中川敬雄	〃	今津和喜夫
〃	南出貞子	〃	林茂信
〃	上田朋和	〃	川下勉

## 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、東日本大震災の際には、瓦れきの撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの発生も予想されている中、我が国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等特別措置法等によって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

国の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害といった自然災害はどこの自治体であっても被災地となり得る状況下において、こうした感染症や自然災害に強い社会の実現が、我が国の喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



議会議案第 8 号

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 16 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	中谷喜英	加賀市議会議員	辰川志郎
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

## 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設を求める意見書

たばこ税は、国、地方合わせて毎年 2 兆円を超える貴重な財源であり、石川県においては、県と市町を合わせて年間 80 億円以上の地方たばこ税収入があり、県民の生活に大きく役立てられている。

しかしながら、健康増進法改正を始めとする喫煙規制の強化や度重なるたばこ税の増税などにより、たばこ販売店の売上げは激減し、その経営に大きな影響を受けているほか、飲食・宿泊サービス業においては、分煙環境整備に多大な負担が生じている。

令和 2 年 4 月に全面施行された改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することであり、分煙環境の整備を推進することは、喫煙者・非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、今後のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれているため、地方たばこ税を分煙環境の整備に有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設に取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。